10	第２期以後の利子の適用利率	年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までの期間が９年５か月超の10年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利利回りに、0.66を乗じた率。ただし、乗じた率が0.05％を下回るときは、その率は0.05％とする。
11	初期利子	令和８年７月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第13号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.23}{100}$×$\frac{1}{2}$
12	第２期以後の利子	毎年１月15日及び７月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。 額面金額×$\frac{\text{第10号に規定する第２期以後の利子の適用利率}}{100}$×$\frac{1}{2}$
13	償還期限	令和18年１月15日
14	償還金額	額面金額100円につき100円
15	払込期日	令和８年１月15日
16	払込場所	日本銀行の本店又は支店
17	中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和９年１月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年１月15日から令和９年７月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和９年７月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）
18	中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和９年１月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年７月15日から令和９年１月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和８年７月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
19	元利金支払場所	日本銀行

官　吏　命　名

国家試験

2026年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年２月12日　　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）

2　試験の区分　行政、デジタル・電気・電子、機械、土木、建築、物理、化学、農学、農業農村工学、林学及び教養

3　地域試験　試験の区分「行政」及び「教養」については、次に掲げる地域試験に区分し、実施する。

（地域試験）	（地域の範囲）
行政北海道地域 教養北海道地域	北海道
行政東北地域 教養東北地域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
行政関東甲信越地域 教養関東甲信越地域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県
行政東海北陸地域 教養東海北陸地域	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県
行政近畿地域 教養近畿地域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
行政中国地域 教養中国地域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
行政四国地域 教養四国地域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
行政九州地域 教養九州地域	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
行政沖縄地域 教養沖縄地域	沖縄県

4　対象官職　定型的な事務をその職務とする係員の官職その他の係員の官職（総合職試験及び専門職試験の対象官職を除く。）

（試験の区分「行政」及び「教養」については、前項に掲げるそれぞれの地域試験に対応する地域の範囲内に所在する官署又は行政執行法人の事務所に属する官職。ただし、本省庁に属する官職については、人事院規則８―12（職員の任免）第９条第４項の規定により、当該本省庁が所在する地域以外の地域に係る地域試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿からも採用される。）

5　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける場合、原則として次の俸給月額が支給される。

（適用俸給表）	（俸給月額）	
行政職俸給表㈠	１級25号俸	232,000円
専門行政職俸給表	１級９号俸	232,800円
公安職俸給表㈠	２級13号俸	269,200円
公安職俸給表㈡	１級21号俸	263,600円
研究職俸給表	１級25号俸	238,600円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

行政執行法人の職員となる場合には、それぞれの行政執行法人において定められた給与が支給される。